

さくら短期入所生活介護契約書

(以下「利用者」という。)と社会福祉法人幸生会(以下「事業者」という。)は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護サービスについて次の通り契約をします。

(契約の目的)

第1 事業者は、利用者に対し介護保険法の趣旨にしたがって利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう短期入所生活介護サービスを提供し、利用者は事業者はそのサービスに対する料金を支払います。

(契約期間)

第2 この契約の契約期間は、令和 7年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、かつ利用者が要介護認定の更新で要介護1から5と認定された場合は、契約は自動的に更新するものとします。

(短期入所生活介護・介護計画)

第3 利用期間が4日以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて介護計画を作成します。

(提供場所及び介護保険給付対象サービス)

第4 短期入所生活介護の提供場所は、さくら指定短期入所生活介護事業所とします。

2 事業者は、「短期入所生活介護計画」が作成されている場合は、当該計画に沿ってサービスを提供します。

3 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

(介護保険給付対象外サービス)

第5 事業者は、利用者との合意に基づき次のサービスを提供するものとします。

(1) 居住の提供

(2) 食事の提供

(3) その他希望による提供

(サービス提供の記録)

第6 事業者は、短期入所生活介護のサービス内容等を書面に記載し、サービスの終了時に利用者又は家族(後見人・代理人)等に状況報告をします。

2 利用者に家族がいる場合、事業者は短期入所生活介護の実施終了後、実施したサービス内容等をその家族に説明します。

3 事業者は、サービス提供記録書等を契約終了後2年間保管します。

4 利用者は、当事業所において、当該利用者に関するサービス記録の閲覧ができます。希望する場合は、当施設へお問い合わせください。

(利用料金)

- 第7 利用者は、サービスの対価として介護保険法の定める利用単位の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 第5に定めるサービスについては、利用者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいた料金を支払うものとします。
 - 3 事業者は、請求書に明細表を付して、翌月15日までに利用者に対し領収書を発行します。
 - 4 利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日までに預貯金口座から自動引落とし（ゆうちょ銀行、岩手ふるさと農業協同組合、水沢信用金庫等）等の方法で支払うものとします。
 - 5 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。
 - 6 利用者の死亡又は長期入院等による退所などにより、1カ月に満たないサービス利用の場合は、当月内に利用料金の請求をすることがあります。

(利用期間中の中止)

- 第8 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は退所日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は、利用者の体調により施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。
 - 3 前2項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。
 - 4 利用者がサービス実施日の前日午前3時までに通知することなく故意にサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して料金の全部又は一部を請求することができます。ただし、急な体調不良など、やむを得ない事情の場合は請求しないことがあります。

(料金の変更)

- 第9 介護給付費の変更があった場合、事業所は当該サービス利用料金を変更することができますものとしてします。
- 2 前項の場合を除き事業者は、利用者に対して1カ月前までに文章で通知することにより利用料及び食費の単価の変更を申し入れすることができます。
 - 3 利用者が料金の変更を承諾する場合、新料金に基づく文書を作成しお互い取り交わします。
 - 4 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

(契約の終了)

- 第10 利用者は、事業者に対して2日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して文章で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 利用者がサービス利用料金の支払いに正当な理由なく1カ月以上遅延し、事業者の料金支払催告にもかかわらず7日間以内に支払わない場合
- (2) 利用者又はその家族(後見人・代理人)等が、事業者やサービス従事者又は他の利用者に対して、この契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合。
- (3) やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合

3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が、支援1及び2、または非該当(自立)と認定された場合
- (3) 利用者が死亡した場合

(利用者の施設利用上の注意義務)

第11 利用者は、サービス利用期間中に施設、設備、備品等について故意又は重大な過失による汚損、破損若しくは改造した場合には、事故の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

(連絡義務)

第12 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡をするとともに、病院医師に連絡をする等必要な処置を行います。

(緊急時の対応)

第13 事業者は、現にサービスを行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合などには、速やかに主治医と連絡を取り必要な措置を講じます。

(連携)

第14 事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員並びに保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に勤めます。

(守秘義務等)

第15 事業者及び従事者(実習生、ボランティアを含む。)は、施設サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する秘密及び個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

第16 感染の恐れのある病気の場合は、医師の指示のもと対応します。

(損害賠償責任)

第17 利用者に対して介護サービスの提供により、事故が発生した場合は速やかに当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

2 事業者は、この契約に基づくサービスの実施に伴って、事業者の責に帰すべき事由により、利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者の故意又は、過失が認められた場合には事業者の損害賠償を減じさせていただきます。

3 事業者の責に帰すべき事由がない限り賠償責任を負いません。

なお、次に該当する場合は、事業者は賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況、病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(2) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して発生した場合

(相談・苦情の対応)

第 18 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、指定地域密着介護老人福祉施設入所者生活介護に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

(遅延損害金)

第 19 利用者がサービス利用料金の支払いを支払い期日より 1 カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7 日以内に支払わない場合遅延損害金として年 14.6%加算していただきます。

2 それでも前項の利用料の滞納が続く場合は退所していただくことになります。

(契約に定めない事項)

第 20 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第 21 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。この契約締結の証とするため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上 1 通ずつ保有するものとします。

さくら短期入所生活介護の入所にあたり、利用者に対して重要事項説明書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明者

印

契約締結日 令和 7年 月 日

事業所名 さくら指定短期入所生活介護事業所

(指定番号 岩手県 0371500893)

<住 所>

岩手県奥州市胆沢小山字道場 251 番

<事業者代表者名>

社会福祉法人幸生会

管理者

土田 則昭

印

利用者

<住 所>

<氏 名>

印

親族・姻族代表又は代理人

<住 所>

<氏 名>

印